

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和5年度県民活動応援サイト運営業務委託	R5.4.1	公益財団法人ふるさと島根定住財団 松江市朝日町478-18	3,218,662	第167条の2 第1項第2号	①(公財)ふるさと島根定住財団は、県内唯一のNPO中間支援組織である「しまね県民活動支援センター(以下「支援センター」という。)」として、NPO法人やボランティア団体の活動支援を行ってきた実績がある。 ②支援センターは「県民活動応援サイト(島根いきいき広場)」のシステムの開発に携わり、サイト開設当初からサイト運営業務を委託していることからシステムに精通している。 ③しまね社会貢献基金の活用に関して、基金の団体登録の要件として必要な「日本財団公益コミュニティサイトCANPAN」への登録に際し団体を支援できる機関として、支援センターはシステムに精通している県内唯一の団体である。 以上のことから、(公財)ふるさと島根定住財団は、このサイトを効果的かつ効率的に運営し、しまね社会貢献基金の活用を促進できる県内唯一の団体であるため。	環境生活総務課	
令和5年度犯罪被害者等支援業務事業	R5.4.3	公益社団法人島根被害者サポートセンター 松江市東津田町1741-3	1,010,000	第167条の2 第1項第2号	当該法人は、犯罪被害者等に様々な支援サービスを行う団体であり、かつ、県内唯一の島根県公安委員会から指定を受けた「犯罪被害者等早期援助団体」であることや、犯罪被害者等支援を行う全国の犯罪被害者支援団体で組織する「全国被害者支援ネットワーク」に加盟しており、普及啓発活動に関する全国の情報を豊富に入手することが可能であることから。	環境生活総務課	
令和5年度多文化共生推進事業等業務委託	R5.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	27,842,760	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため	文化国際課	
令和5年度多文化共生推進事業(日本語学習の環境整備)業務	R5.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	18,438,750	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため	文化国際課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和5年度多文化共生推進事業(多言語による相談体制の充実)業務	R5.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	24,832,830	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため	文化国際課	
国民体育大会島根県予選大会開催事業	R5.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市内中原町20-1 城南ビル3階	4,554,000	第167条の2 第1項第2号	国民体育大会県予選大会を開催するためには、各競技ごとに多くの審判員並びに補助員が必要である。この審判員並びに補助員は、各競技団体に多数登録されており、各競技団体は県スポーツ協会に加盟している。したがって当該事業を円滑かつ効果的に実施するためには、県スポーツ協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる団体は他にない。	スポーツ振興課	
国民体育大会選手派遣事業	R5.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市内中原町20-1 城南ビル3階	107,100,125	第167条の2 第1項第2号	県では、「島根県スポーツ推進計画」に基づき、毎年本県の競技スポーツの総合的なレベルアップを図ることを目指し、競技力向上の一環として国体選手派遣等について関係団と連携した取り組むこととしている。上記県スポーツ協会は、県内の体育・スポーツの振興に関する業務を行い、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的としている。また、国体候補選手が登録している競技団体も県スポーツ協会に加盟している。したがって、当該事業を円滑に実施するためには、県スポーツ協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる業者は他にない。	スポーツ振興課	
競技スポーツ普及強化推進事業	R5.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市内中原町20-1 城南ビル3階	41,356,700	第167条の2 第1項第2号	県では、「島根県スポーツ推進計画」に基づき、毎年本県の競技スポーツの総合的なレベルアップを図るため、選手強化等について関係団と連携して取り組むこととしている。上記県スポーツ協会は、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的として、県内の体育・スポーツの振興に関する業務を行っており、競技団体が加盟している唯一の団体である。また、国体候補選手が登録している競技団体も県スポーツ協会に加盟している。以上のことから、当該事業を実施できる団体は他になく、円滑かつ効果的に実施するためには、県スポーツ協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる業者は他にない。	スポーツ振興課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称 及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
障がい者スポーツ振興事業委託	R5.4.1	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 松江市東津田町1741-3	48,343,083	第167条の2 第1項第2号	全国障害者スポーツ大会は、日本障がい者スポーツ協会が中心となり開催するものであり、日本パラスポーツ協会から各種目の実施方法やルール等の情報を逐一得られ、大会実施に関する詳細な情報を網羅的に把握できているのは、日本パラスポーツ協会の県内唯一の加盟団体である島根県障害者スポーツ協会のみである。また、島根県障害者スポーツ協会は全国障がい者スポーツ協会協議会に加盟しており、他県の障がい者スポーツ協会と密接な連携が取れる唯一の団体である。こうしたことから、県大会の開催、中国ブロック大会への選手派遣、全国障害者スポーツ大会へ出場する選手の選考、選手派遣(同行・現地対応)の一連の業務を適切に実施できる団体は、島根県障害者スポーツ協会以外に存在しない。 また、これらの業務を行う上で、様々な障がいに対する知見を持った方、スポーツに対する知見を持った方により構成される理事会、評議員会のガバナンスにより運営が行われ、障がい者団体、教育機関(特別支援学校など)、障がい者スポーツ団体と緊密な関係を有し、障がい者スポーツを推進する組織としてオーソライズされている団体も島根県障害者スポーツ協会以外に存在しない。 以上のことから、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。	スポーツ振興課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
広域スポーツセンター運営事業委託	R5.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市内中原町20-1 城南ビル3階	23,981,454	第167条の2 第1項第2号	島根県スポーツ協会は、本県の体育・スポーツの普及発展を図り、県民の体力向上を目的とした公益法人の団体である。現在、49競技団体、19市町村体育協会、4学校体育団体が加盟し、関係機関・団体と綿密な連携を図りながら、「県民スポーツの普及・振興」と「競技力向上」の二大目標に向かって積極的に諸事業を推進している団体である。また日本スポーツ協会にも加盟し、全国とのネットワークも構築されている。さらに、日本スポーツ協会認定の各種指導者養成を行い、指導者の育成、資質向上にも努めている。組織の人員体制は、事務局職員が12名常駐し、スポーツに関する専門的知識を有しているだけでなく、関係団体や市町村と綿密な連携を取りながら事業を行うマネジメント力に優れている。平成23年度からは、県スポーツ・レクリエーション祭の事務局として、主催団体と連携し、充実した事業を実施してきた。以上の点から、競技団体等の関係団体、市町村体育協会との連携が不可欠なこの事業は、島根県スポーツ協会でなければ、円滑に遂行することができないため。	スポーツ振興課	
しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業委託	R5.4.1	島根県レクリエーション協会 松江市北堀町15	4,840,000	第167条の2 第1項第2号	当協会は、公益財団法人日本レクリエーション協会の下部組織として、本県のレクリエーション活動の企画・運営及び公認指導者養成等を行っており、レクリエーションに係る専門的知識並びに普及・振興に対する様々な方法・技能を有している県内唯一の団体である。以上のことから、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。	スポーツ振興課	
令和5年度自然公園施設管理業務委託	R5.4.1	大田市(大田市大田町大田口1111番地)	1,346,400	第167条の2 第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和5年度自然公園施設管理業務委託	R5.4.1	松江市(松江市末次町86番地)	1,645,600	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	
令和5年度自然公園施設管理業務委託	R5.4.1	隠岐の島町(隠岐郡隠岐の島町下西78番地2)	2,612,500	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	
令和5年度中国自然歩道等管理業務委託	R5.4.1	大田市(大田市大田町大田口1111番地)	1,359,600	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	
令和5年度中国自然歩道等管理業務委託	R5.4.1	美郷町(島根県邑智郡美郷町粕刈168番地)	1,014,200	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和5年度中国自然歩道等管理業務委託	R5.4.1	津和野町(島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18)	1,001,000	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	
令和5年度中国自然歩道等管理業務委託	R5.4.1	出雲市(出雲市今市町70番地)	1,537,800	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。	自然環境課	
しまねの自然PR動画デジタルマーケティング業務	R5.4.24	令和5年度しまねの自然PR動画デジタルマーケティング業務受託コンソーシアム 代表者 島根印刷株式会社(出雲市斐川町坂田1664番地7)	2,500,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえないため。	自然環境課	
令和5年度環境と人にやさしい企業づくり推進事業実施業務委託	R5.4.1	島根県中小企業団体中央会 島根県松江市母衣町55-4	8,800,000	第167条の2第1項第2号	島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事務局は、県内全域の事業者に対する経営指導体制が整備されている島根県中小企業団体中央会が行っていることから、この事業を適切に実施するには当会以外に考えられないため。	環境政策課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
宍道湖・中海に係る水質シミュレーションの研究	R5.4.3	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号	1,804,000	第167条の2第1項第2号	宍道湖・中海は淡水と海水が混合する特殊な「汽水湖」であり、この特殊性を考慮して水質シミュレーションモデルを構築・調整する必要がある。加えて、汽水湖が連なる形で存在している両湖の地形条件は全国的にも希有であり、その特殊性を更に増す条件を生み出している。ついては、水質予測シミュレーションに関する高度な専門性に加え、両湖の特殊性を把握し、水理特性を熟知している必要がある。汽水湖汚濁メカニズムワーキンググループの委員であり、両湖の水質に詳しく、水質予測シミュレーションに関する高度な技術も持ち合わせているのが当該研究所の井上徹教グループ長であり、他の者では業務内容を達成することができないため。	環境政策課	
環境情報システム保守業務委託	R5.4.1	富士通Japan株式会社山陰支社 島根県松江市学園南二丁目10番14号	2,563,000	第167条の2第1項第2号	富士通Japan(株)は現在稼働している環境情報システムの導入メーカーである。当該システムは特殊性を有し、点検・調整等に専門的な知識を必要とする。そのため、導入メーカーでなければ適正に操作等Q&A対応、保守作業を行うことができないため。	環境政策課	
北斎プロジェクト広報・集客対策業務(第二次)	R5.4.15	株式会社SPSしまね 松江市袖師町1番5号	11,012,000	第167条の2第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため	島根県立美術館	
企画展「山本栞谷と津和野藩の絵師たち」作品輸送・展示業務	R5.4.10	日本通運株式会社下関支店 山口県下関市東大和町2丁目6番2号	6,899,945	第167条の2第1項第2号	他の業者では実施できないため	芸術文化センター	